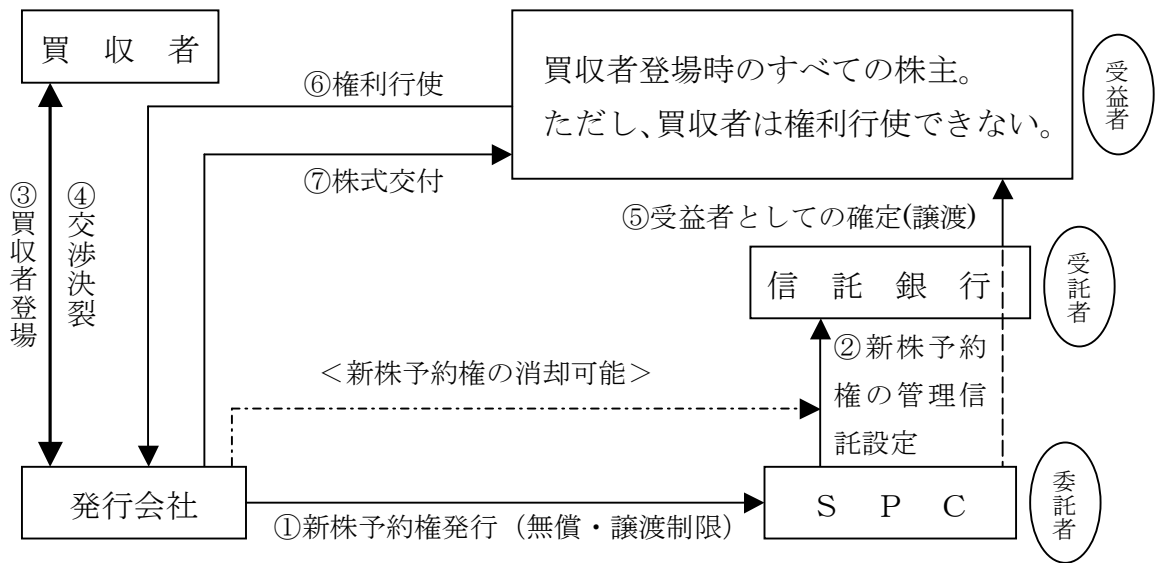


3 信託型ライツプラン（SPC型）に係る税務上の取扱い（第三類型）



○ 原則的な課税関係

区分	発行会社	S P C	信託銀行	譲渡を受けた法人株主	譲渡を受けた個人株主
①の時点 〔新株予約権の付与〕	——	原則として新株予約権の時価相当額の受贈益が生ずるが、契約条件により課税されない場合がある。(注1,2)	——	——	——
②の時点 〔管理信託の設定〕	——	——	——	——	——
③・④の時点 〔買収者の登場・決裂〕	——	——	——	——	——
⑤の時点 〔SPCから株主への譲渡〕	——	契約条件によりSPCに寄附金課税は生じない。(注3)	——	新株予約権の時価相当額の受贈益が生ずる。(注2)	新株予約権の時価相当額の経済的利益が生ずる。
⑥・⑦の時点 〔新株予約権の行使〕	——	——	——	——	——

- (注) 1. 新株予約権の時価算定に当たり、発行会社とSPCとの契約において、SPCが新株予約権を他の第三者に譲渡することが実質できない契約である等の価格マイナス要因等により、結果として、①の時点での時価が限りなくゼロに近くなる場合があり得る。
2. 新株予約権を所有している場合に、消却等があったときには、SPC又は譲渡を受けた法人において帳簿価額相当額の雑損が生ずる。その消却等が受贈益の生じた事業年度と同一事業年度である場合には、結果として、課税関係は生じない。
3. ⑤の時点の時価と①の時点の時価との差額が譲渡損益と認識されるとともに、⑤の時点の時価が費用・損失と認識されることから、結果として、①の時点の受贈益に見合う費用・損失が生ずる。